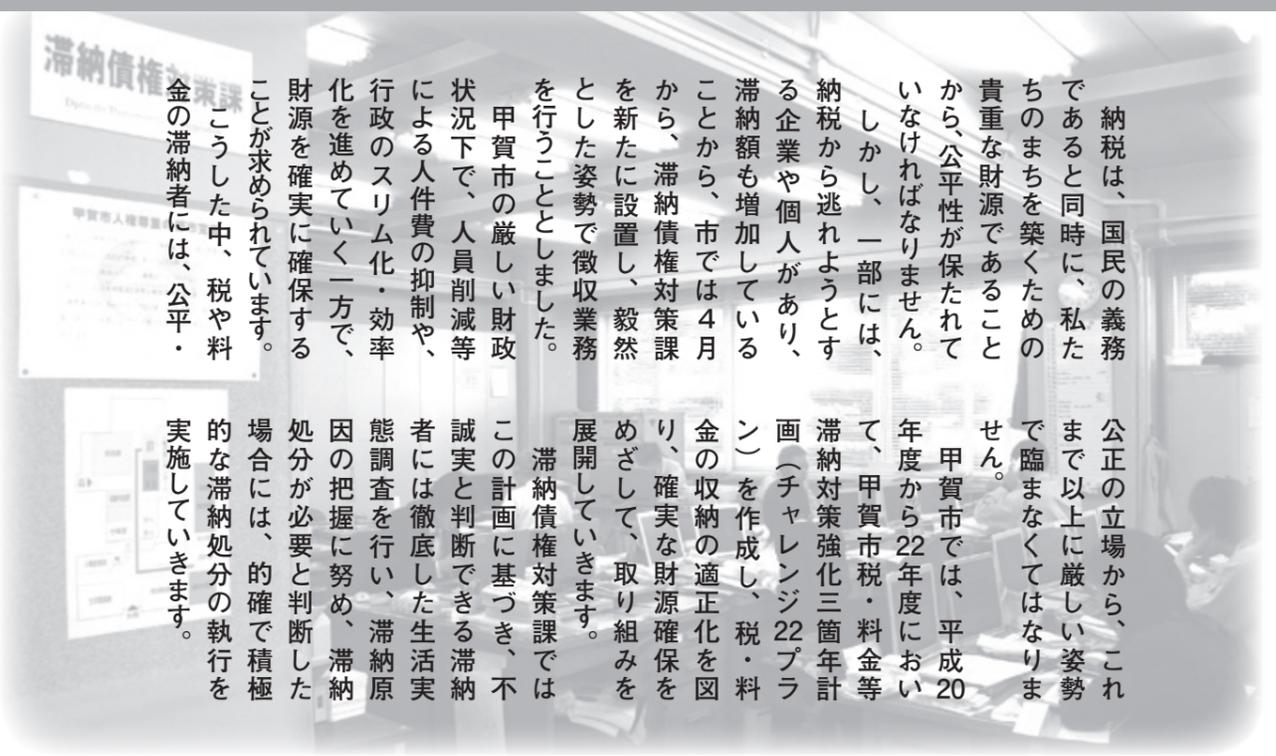




税の公平と財源確保に向け 滞納債権対策課を設置



納税は、国民の義務であると同時に、私たちのまちを築くための貴重な財源であることから、公平性が保たれていなければなりません。

しかし、一部には、納税から逃れようとする企業や個人があり、滞納額も増加していることから、市では4月から、滞納債権対策課を新たに設置し、毅然とした姿勢で徴収業務を行うこととしました。

甲賀市の厳しい財政状況下で、人員削減等による人件費の抑制や、行政のスリム化・効率化を進めていく一方で、財源を確実に確保することが求められています。

こうした中、税や料金の滞納者には、公平・公正の立場から、これまで以上に厳しい姿勢で臨まなくてはなりません。

甲賀市では、平成20年度から22年度において、甲賀市税・料金等滞納対策強化三箇年計画（チャレンジ22プラン）を作成し、税・料金の収納の適正化を図り、確実な財源確保をめざして、取り組みを展開していきます。

滞納債権対策課ではこの計画に基づき、不誠実と判断できる滞納者には徹底した生活実態調査を行い、滞納原因の把握に努め、滞納処分が必要と判断した場合には、的確で積極的な滞納処分の執行を実施していきます。

◎滞納処分の内容は？

滞納処分にあたっては、差し押さえ対象として給与や預貯金等の財産を優先し、なおかつ不動産・動産等の差し押さえや換価にも、積極的に取り組みます。

平成19年度には、市として初めての競争入札による公売を実施し、一定の効果を挙げることができました。

この経験を活かし、今後も、このような公売を実施していきます。

特に、平成20年度から、新規事業として、確実な換価のため、広範囲で、



▲昨年度行われた公売の様子



しかも多数の入札者を確保することができるとインターネットによる公売の活用を図る計画です。

また、多くの方が所有している車についての差し押さえにも着手するために、滞納者が所有の自動車を使用することができなくなる、タイヤロックにより対応していきます。

◎滞納は「割じ」にあいません！ 延滞金は年利14・6%

滞納したまま、1年間放置しておけば、税法で定められた年利14・6%の延滞金が発生します。例えば、

◎放置しないでまず相談を！

10万円の税金が課税されていて、それを未納のまま放置した場合だと、1年後には、およそ1万4千円、2年後にはおよそ2万8千円の延滞金を支払っていたことになる。

延滞金については、免除することなく徴収することになりますので、滞納者にとっては、滞納したまま放っておくと、大きな負担増となります。

このことは、銀行の預金利息と比較しても、格段の差があり、滞納すること、いかに不利益かが、理解していただけたらと思います。

また、各種料金の不払いに対しても適正に法的措置を執行します。

やむを得ない事情により、税等をおさめられなくなった場合、税等を減額することはできませんが、経済状況に応じて分納等による納税相談を行っていますので、できるだけ早い時期に相談をしてください。

納税相談は執務時間中、水口庁舎の滞納債権対策課および各支所の地域窓口で行っています。

◎チャレンジ22プランで 納税向上

チャレンジ22プラン（市税・料金等

◎納税意識の向上が まちのよみがえりに！

滞納対策強化三箇年計画）では、市民の皆さんが、納税しやすい環境を整えるため、振替納付の推進はもちろんのこと、近い将来において、24時間営業のコンビニエンスストアでの収納が出来るように取り組んで行くことになっています。

皆さんの暮らしをより安全安心なものにするために、さまざまな行政サービスを行わなければなりません。そのための財源である税等を確実に納めていただくことは、健全な行政運営をしていく上で重要なことです。

そのため、納税者の一人ひとりの納税意識の向上とあわせ、関係機関と連携し、滞納者を許すことなく、税や料金負担の公平・公正を忘れずに各種の対応を実施していきます。皆さんのご理解をよろしく願います。

問い合わせ
滞納債権対策課
☎6510681
FAX 6310750